

SKサポート
We are now !

2019年7月1日 Vol.17

一般社団法人

しんきん成年後見サポート

〒141-8710

東京都品川区西五反田7-2-3

Tel 03-3493-8147

<http://www.shinkin-support.jp/>

後見担当者養成講習会 開催



SKサポートでは、本年も5月から6月にかけて4日間の日程で、品川区社会福祉協議会の全面的なご協力を得て後見担当者養成講習会を開催し、同社会福祉協議会の会議室にて信用金庫のOB・OGを中心として14名の方が熱心に受講されました。

受講生の皆さんは、成年後見制度の仕組みや関連の法律や制度等について学んだほか、最終日には、成年後見の実務に関する例題をもとに、「後見担当者としてどのように対応すべきなのか」ということをグループに分かれて討議・発表を行い、終了後、受講生の皆さんに品川区社会福祉協議会より「修了証」が授与されました。

これからもSKサポートでは、成年後見業務の一層の充実を図るため、後見担当者の養成や信用金庫の現役職員の研修を行ってまいります。

定時総会

第5回定時総会を開催しました



2019年6月5日（水）に城南信用金庫本店において、SKサポートの第5回定時総会を開催しました。

総会は、SKサポートの堀口会長の講話に引続き、吉原理事長が議長となって昨年度の報告および議案について決議が行われました。

この中で、吉原理事長から地域のお客様のニーズに対応するため、SKサポートにおける家族信託契約書作成への取組みと5つの信用金庫（さわやか・芝・湘南・目黒・城南）とSKサポートの提携についての具体的な提案がありました。

一口情報

「家族信託」について

親が認知症などで判断能力が無くなった場合、そのままでは、親の面倒を見ている息子や娘が「親の生活費にするために親の預金を引出す」ことも「親が所有する不動産について対応（管理、修繕、売却）する」こともできなくなる、つまり、息子や娘が「親のため」に親の財産を活用することができなくなってしまいます。

こうした状況を解決する手段が「家族信託」です。これは、親（委託者）が認知証などで判断能力が無くなる前に、親の代わりに財産の管理や運用を任せる息子や娘（受託者）を決めて、確実に実施してもらうために家族間で行うものです。

この家族信託契約を結んでおけば、「委託者」である親の判断能力が無くなった後でも、「受託者」である息子や娘が継続的に財産管理を行い、預金の引出しのほか、親が所有する不動産（自宅やアパートの管理、修繕、売却）への対応ができるようになります。

業務の状況

SKサポートの業務は着実に伸展しています

累計件数（各月末）		2019年 6月	2019年 3月
法定後見受任		27	27
類 型	後見	21	21
	保佐	5	5
	補助	1	1
（申立者別件数 品川区長：26 その他：1）			
任意後見契約		47	44
実 施	委任業務	4	4
	任意後見業務	0	0

累計件数（各月末）	2019年 6月	2019年 3月
遺言執行者指定	122	107
遺言執行終了	8	8
死後事務委任契約	11	8
死後事務終了	4	4
家族信託契約書作成	2	0

（補正後の計数を使用）